

新たなマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用するまでの流れ

マイナンバーカードの有効期間満了日までの期間が3か月未満となる
マイナンバーカードの券面の追記欄が満欄となる

現在、マイナ免許証を保有している方

※マイナ免許証：免許情報が記録されたマイナンバーカード

個人番号カードオンライン申請サイト
においてマイナンバーカードの交付申請

マイナ免許証等継続利用の手続きをする

市区町村から
交付通知書を受取

交付通知書に「記録：有」

【転送不要】
免許情報
運転経歴情報
マイナンバーカードに免許情報は運転経歴情報を記録しました。

市区町村の窓口で免許情報が記録された
新たなマイナンバーカードの受取

新たなマイナンバーカードに正確な
免許情報が記録されていることを確認
（「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取り）

マイナ免許証等継続利用の手続きをしない

市区町村から
交付通知書を受取

交付通知書に「記録：無」

【転送不要】
免許情報
運転経歴情報
免許証がない方は車での乗車をお控えください。再度免許情報を記録する際
は警察での手続きが必要です。詳細は免許センターに問い合わせてください。

市区町村の窓口で免許情報が記録されていない
新たなマイナンバーカードの受取

免許情報が記録されていない新たなマイ
ナンバーカードのみを携帯して自動車等
を運転することはできません。

交付通知書を持参し、総合交通センターで新たなマイナンバーカードに免許情報を記録

マイナ免許証としての利用が可能となります。

現在、マイナ免許証を保有していない方

マイナンバーカードの更新後に
マイナー体化の手続きをしてください。

- 警察に署名用電子証明書を提出していない場合
- 免許が停止、取消し又は失効している場合
- 住所や氏名に署名用電子証明書で使用できない文字が含まれている場合
- 入力した免許情報記録番号に誤りがあった場合

※マイナ免許証のみを保有する方で新たなマイナンバーカードに
免許情報が記録されていない場合、市区町村への受け取りに自
動車を運転して来場することはお控えください。